

江別市子どもの居場所づくり事業補助金
支給申請事務の手引き

この補助金について

概要

近年、地域のつながりの希薄化、進む少子化の影響により、子ども、若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、子どもや若者が地域の中で育つことが困難になっています。

国においては、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しています。

本補助金は、地域住民との交流を通じ、子どもや家庭に寄り添う活動を行う子どもの居場所に対し、運営費の一部を補助することにより、子どもの居場所の運営や見守り活動を支援することを目的とします。

対象

子どもが無料又は低額で利用できる、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う団体を対象とします。

条件

- ・江別市内で月1回以上定期的に活動していること
- ・営利を目的とせず、参加者から料金を徴する場合は無料又は低額（実費相当程度）とすること
- ・参加者に寄り添い、相談に応じるなどし、状況に応じて相談支援機関やこども家庭センターにつなぐこと
- ・宗教活動、政治活動を目的としないこと
- ・脱税や詐欺当為など法律に反する活動を行ったり、未成年者を不適切な環境に巻き込む活動や明らかに不健全な内容を含む活動を行ったりしていないこと
- ・食物アレルギー対応や食中毒予防などのための衛生管理を行うなど、安全面、衛生面について、適切な配慮がされていること
- ・補助の対象となる経費について、他の補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費

費目	内訳等
会場使用料	開催のために場所を借り上げる費用（補助対象団体の構成員の自宅又は団体が所有し、他の事業に使用する事務所等を利用する場合を除く。）に限る。
需用費	(1) 消耗品等 事業で利用するものに限る。 例：調理器具、食器類、キッチン雑貨、衛生用品等で、事業実施に必要な最小限なもの (2) 印刷費 広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用 (3) 食糧費（食材費） 事業に利用する場合に限る。
保険料	利用者や運営スタッフの事業に係るけがや賠償責任の補償を行う保険の保険料
郵送料	チラシ等郵送費、開催案内郵送費など事業に要した通信費
受講料	事業における食品衛生上の責任者となるための、食品衛生責任者養成講習会の受講費や活動を充実させるための研修を受講する場合の受講料
報償費	外部の講師を招いて研修を行う場合の謝礼
検査料	検便等、事業の開催のために直接必要となる検査手数料

備考 以下の経費は、補助対象外とする。

- ・補助団体の経常的な活動に要する経費

例) 事務所の家賃、スタッフの人件費や交通費、会食代、事務用品、備品等（電子機器等を含む）

- ・謝礼金

例) 補助対象団体構成員及びスタッフへの謝礼

- ・工事代金等

例) 建物改修費、水道工事費等

- ・その他市長が不相当と認める経費

事務手続きのながれ

提出書類等

交付申請

交付申請書
事業計画書
収支予算書
団体の定款、会則又はこれに代わるもの、役員の名簿
その他（必要な場合）

審査

交付決定

決定通知書（市が送付）

概算払申請

概算払申請書
概算払請求書

事業の実施

月ごとに実施報告書

変更等の申請

変更等申請書

変更の決定

承認通知書（市が送付）

実績報告

完了報告書
実績報告書
収支報告書
実施状況がわかる書類
支出を確認できる書類の写し
その他（必要な場合）

額の確定

額確定通知（市が送付）

補助金交付

請求書
交付決定通知の写し

（概算払の場合は過不足の精算）

補助申請の手続き

交付申請

以下の書類を添えて市役所本庁舎西棟2階子育て支援課へ提出
郵送の場合 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 子育て支援課

- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金 事業計画書（様式第2号）
- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金 収支予算書（様式第3号）
- 団体の定款、会則又はこれに代わるもの、役員の名簿
- その他（必要な場合）

不備等、連絡が必要となる場合がありますので、連絡先となる電話番号等を忘れずに記載をお願いします。

審査決定

申請書類を審査し、江別市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を送付します。

補助の対象とならなかった場合は、江別市子どもの居場所づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）を送付します。

事業の実施

その月の事業が終了したら、江別市子どもの居場所づくり事業補助金実施報告書（様式第11号）で、実施状況の報告をしてください。

支援が必要とされる参加者がいた場合は、開催後速やかに相談支援機関やこども家庭センターへつないでください。

補助対象経費の支出が確認することができるレシートや領収書は、実績報告の時に補助対象経費の費用を確認するために必要ですので、保管してください。

事業の変更・中止・廃止

事業を行う中で、変更・中止又は廃止する必要が出た場合、江別市子どもの居場所づくり事業補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第6号）にて申請を行ってください。

書類の審査後、江別市子どもの居場所づくり事業補助金 変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書（様式第7号）を送付します。

事業完了後

年度の最終事業が完了したら、次の書類を添えて実績報告を行ってください。

- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金完了報告書（様式第 12 号）
- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金実績報告書（様式第 13 号）
- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金 収支報告書（様式第 14 号）
- 写真、その他事業の実施状況がわかる書類
- 支出を確認できる書類の写し
- その他（必要な場合）

審査確定

書類の審査後、江別市子どもの居場所づくり事業補助金交付額決定通知書（様式第 15 号）を送付します。

補助金の請求

額の決定後、請求により補助金を支給します。江別市子どもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第 16 号）に申請後に送付した、江別市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）の写しを添付して請求してください。

概算払をした場合は、実績報告後に決定額の過不足の精算をします。その際、概算額が決定額に満たない場合については追加交付をします。また、超過交付の場合は納付書を送付しますので、期限までに収めてください。

交付の取消

次の場合は、交付額の全部又は一部の決定を取り消し、交付金の返還を命ずることがあります。

- 虚偽・不正により交付を受けたとき
- 補助金を他の用途に使用したとき
- 江別市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱に違反したとき
- 市長が不相当と認めたとき

消費税額の確定による補助金の返還

補助金の金額が確定した後に消費税の申告により税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の額に伴う消費税用仕入控除税額申告書（様式第 17 号）により報告してください。